

# 告 示

## 埼玉県教委告示第十号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十八条第八項の規定により、教育行政に関する相談に関する事務を行う職員として次のとおり指定し、令和七年四月一日から施行する。

令和六年埼玉県教委告示第十二号（教育行政相談に関する事務を行う職員の指定）は、令和七年三月三十一日限り、廃止する。

令和七年四月一日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

埼玉県教育局参事付政策調整・広聴広報担当